

UN ひかりサービス（機器購入プラン）契約約款

第1条（本約款の適用）

株式会社U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「当社」といいます）は、「UN ひかりサービス（機器購入プラン）契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者（第2条で定義します）に対してUN ひかりサービス（機器購入プラン）（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

第2条（本約款の変更）

- 1 当社は、本約款を任意に変更することがあります。その場合、1ヶ月以上の猶予を設けたうえで、変更後の約款の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページに掲載またはその他の適切な方法により告知するものとします。
- 2 前項に定める告知を行った約款は、当社が当該告知を行った時点より1ヶ月の間に、契約者より異議の申し立てがない場合は、当該告知後1ヶ月の経過をもって成立するものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有するものとします。

用語	意味
電気通信設備	本サービスの提供に必要な機械類、配線類、その他電氣的設備
本サービス	広帯域回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を当社が一括して行い、契約者へ提供される集合住宅向けの電気通信サービス
契約者	当社と本サービスの導入・利用について当社に申し出を行い、契約を締結した者
利用者	本サービスが導入される契約物件に居住し、本サービスに接続し通信を行う者
個別契約	本約款を契約条件として、当社および契約者との間で締結される契約
契約物件	本サービスが導入される居住用建物等

本製品	当社が取扱い、契約者が個別契約で注文した製品
本製品等	本製品および本製品の設置に付随して必要な機器および通信設備
遠隔監視	当社が本約款に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
申込書等	当社に対し本サービスの導入・利用を申し込むための書面（名称の如何を問いません）

第4条（本サービスの内容）

- 1 当社は、本サービスの提供に必要な広帯域回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入（以下「導入工事」といいます）、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を一括して行うものとします。
- 2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあります。

第5条（利用者への本サービスの提供）

当社は、契約物件に居住する利用者が本サービスに接続する際、利用者に対して当社が別途定める利用約款の範囲で本サービスへの接続を承認し、本サービスを提供するものとします。

第6条（個別契約）

- 1 個別契約の締結を希望する者は、本約款の内容を承諾の上で、申込書等を当社へ提出することにより個別契約の申込みを行うものとします。
- 2 個別契約は、当社が前項の申込みを承諾したときに、申込日に遡って成立するものとします。なお、本約款と申込書等との間で矛盾が生じた場合、申込書等の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 申込書等には、以下の各号に関する事項を定めることができるものとします。
 - (1) 売買の対象となる本製品の仕様等
 - (2) 契約物件の詳細
 - (3) 本製品の数量、売買代金、支払い方法、支払い期日
 - (4) 本製品の納入期日、納入場所

第7条（契約内容の変更）

- 1 契約者および当社は、個別契約の内容を変更する必要がある場合、協議のうえ、書面により変更できるものとします。
- 2 契約者は、氏名、商号、住所、契約物件の名称、請求書の送付先等に変更があった場合は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面にて変更手続きを行うものとします。

第8条（個別契約の契約期間）

- 1 個別契約の契約期間は、本サービスの導入工事完了日（以下「提供開始日」といいます）から起算して、契約物件ごとに申込書において定める期間が経過した月の末日までとします。ただし、申込書等において異なる取り決めをした場合はこの限りではありません。
- 2 申込書等に定める個別契約の契約期間が満了する3ヶ月前までに、契約者または当社のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合、同一の条件にて1年間延長されるものとします、以後も同様とします。

第9条（本サービスの中止・中断）

- 1 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、この場合であっても、天災事変、サイバー攻撃、その他不可抗力による場合を除き、契約者は月額利用料金の支払義務を免れません。
 - ① 電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合
 - ② 契約者の支払滞納期間が2ヶ月以上に及んだ場合
 - ③ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
 - ④ 電気通信設備に異常が発生し、本サービスの円滑な提供に支障がある場合に、第23条（契約者の協力義務）第2項に定める当社が行う検査を受けることを契約者が拒んだ場合
 - ⑤ 第23条（契約者の協力義務）第2項に定める検査の結果、推奨のセキュリティ設定や最新のファームウェアバージョンの適用など（以下「技術基準等」といいます）に適合していると認められない電気通信設備を、契約者がインターネット回線から切り離さなかった場合
 - ⑥ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止もしくは中断が必要と判断した場合
- 2 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止もしくは中断した場合、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合、必要な措置に費用が発生する場合には契約者の負担としま

す。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての月額利用料金の支払いは免れないものとします。

- 3 前項により本サービスの提供を中止もしくは中断しようとする場合、当社が必要に応じ利用者に対して、事前に本サービスを中止もしくは中断する旨の通知を行うことがあることを契約者は予め承諾するものとします。

第 10 条（導入工事）

- 1 契約者および当社は、導入工事開始前に担当工事区分について協議し、これにより決定した担当工事区分に従って業務を担当し、遂行するものとします。また、契約者は、個別契約の締結に際して、当社と協議のうえ、電気通信設備を設置するためのスペースを提供するものとします。
- 2 契約者は、契約者の判断により導入工事を当社または第三者に委託できるものとします。ただし、第三者に委託する場合は、事前に当社へ通知し承諾を得るものとします。
- 3 契約者は、前項に基づき導入工事を当社に委託する場合、当社所定の書面により行うものとします。
- 4 契約者は、当社に導入工事を委託した場合、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件に適していると判断した方式により行うことを予め承諾するものとします。ただし、契約者都合により当該方式を変更しようとする場合、当社の現場調査により、当該変更内容が導入工事を行う上で何らかの障害発生を助長するような問題がないと認められる場合に限り、契約者は追加で発生する費用を当社へ支払うことにより当該方式を変更することができるものとします。
- 5 契約物件に居住する者等の都合により導入工事が未完成の工事（以下、「残工事」といいます）がある場合でも、当社の判断により本サービスの提供は開始されるものとします。なお、その場合であっても、初期導入費用および、月額利用料金の減額等は行わないものとします。
- 6 契約者は、契約者または入居者の事情で導入工事が本サービス提供開始時に完了していない場合、当社が本サービスの提供を開始した時点で、導入工事を完了したものとみなし、初期導入費用および月額利用料金を第 24 条（請求ならびに支払方法）の定めに従い支払うものとします。

第 11 条（導入工事の日程変更）

契約者は、当社に導入工事を委託し、かつ、当社が通知した導入工事着手日の 3 営業日前以降に、契約者都合により、日程を変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として支払うものとします。

第 12 条（電気通信設備および本製品の設置場所変更）

契約者は、第 10 条（導入工事）に基づき行われた導入工事完了後、契約者都合により電気通信設備および本製品の設置場所を変更しようとする場合は、事前に希望する新しい設置場所を当社に書面にて通知するものとします。ただし、当該変更により行う工事についても、第 10 条（導入工事）の定めに従い行うものとします。

第 13 条（検査等）

- 1 契約者は、本製品の納入を受けた時は 10 営業日以内に、本製品の内容を検査するものとします。本製品に種類、品質または数量その他個別契約の内容との不適合（以下、「契約不適合」といいます）が存在するときは、当社に対して、本製品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができるものとします。この場合、当社は、自らの裁量により、無償で、本製品を修補し、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならないものとします。
- 2 契約者は、前項の検査の結果、本製品が検査に合格した場合には、当社に対し、その旨の通知を発するものとします。なお、期限内に通知が無い場合、合格したものとみなします。
- 3 本条各項の規定は、第 1 項により当社が本製品の代替品を納入した場合の当該代替品についても準用するものとします。
- 4 契約者は、導入工事について、居住者の都合により残工事が発生することを予め承諾し、残工事部分については検収の対象から除外するものとします。

第 14 条（引渡）

本製品の引渡しは、契約物件の共用部分の導入工事が完了したときに、引渡が完了するものとします。

第 15 条（所有権の移転）

本製品の所有権は、引渡しをもって当社から契約者に移転するものとします。

第 16 条（危険負担）

本製品について生じた滅失、毀損その他の危険は、引渡し前に生じたものは契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き当社の、引渡し後に生じたものは当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き契約者の負担とするものとします。

第 17 条（第三者の権利の侵害）

- 1 本製品に関して、第三者の知的財産権等その他権利に関する紛争が生じたときは、当社がその責任と費用負担において当該紛争を処理するものとします。
- 2 前項の場合において、契約者が当該紛争の当事者となった場合には、当社は、契約者に対し、契約者が被った損害を賠償しなければならないものとします。

第 18 条（保証）

- 1 当社は、本製品の引渡し日より契約期間中（以下、「保証期間」といいます）に、契約者が操作マニュアル等にしがたって正常な使用をしていたにも関わらず故障が発生した場合、無償で修理または交換を行うことを保証します。なお、故障とは本製品を利用することが出来ない状態を指し、外見上の劣化や汚損等を含まないものとします。
- 2 保証期間内にも関わらず、次の各号に該当する場合は、無償修理または交換の対象外とします。
 - (1) 操作マニュアル等に記載された使用方法に反した契約者（利用者を含みます）の利用取り扱いに起因する場合
 - (2) 当社の技術員および当社指定の第三者以外の者による修理または調整に起因する場合
 - (3) 契約者（利用者を含みます）または契約者の関係者が、故意または重大な過失に基づいて本製品を破損させた場合
 - (4) 契約者（利用者を含みます）が当社の承諾なしに、本製品に他の装置や器具を取り付けまたは接続したことに起因する場合
 - (5) 天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合
- 3 保証期間外または前項に定める場合であっても、有償にて修理または交換を行うことができるものとします。
- 4 保証期間中に契約物件が売買等により譲渡された場合、本条に定める保証に関する事項、および契約者の権利は、契約物件の譲受人に承継されるものとします。

第 19 条（保守サービスの内容）

- 1 当社は、第 10 条（導入工事）に基づき行われる導入工事完了日から契約終了日までの期間について、当社が設置した電気通信設備、または当社が契約者に販売し導入工事を行った機器（以下「対象設備」といいます）について以下のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行うものとします。
 - ① 電気通信設備の遠隔監視
 - ② 利用者からの電話等による問い合わせへの対応
 - ③ 対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整

- ④ 対象設備の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により行う対象設備の交換・更新

第 20 条（保守サービスの料金）

第 19 条（保守サービスの内容）に定める保守サービスの提供にかかる料金は、契約時に定めた月額利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理および調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これを予め承諾するものとします。

- ⑤ 契約者および利用者、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- ⑥ 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含みます）以外の者による修理または調整に起因する場合
- ⑦ 契約者利用者その他第三者が故意に対象設備を破損させた場合
- ⑧ 当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合
- ⑨ 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

第 21 条（保守サービス対応・受付時間帯）

- 1 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。

電話等による受付対応	平日・土日・祝祭日を含む 24 時間対応
保守サービス対応	平日（年末年始を除く） 10：00～20：00
	土日・祝祭日（年末年始を除く） 10：00～17：00

- 2 保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者はこれを予め承諾します。

第 22 条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、当該電気通信設備に対するサイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 23 条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力を行うものとします。
 - ① 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること
 - ② 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される電気代等を無償で提供すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
 - ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね 1 ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うこと
- 2 当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備に異常がある場合その本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

第 24 条（請求ならびに支払い方法）

- 1 契約者は、初期導入費用および月額利用料金を、当社または当社が請求業務を委託する第三者からの請求に従い、当社の指定する期日までに支払うものとします。なお、消費税などの公租公課および金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌々月 1 日から、利用契約の終了日までの期間について、申込書等に規定する月額利用料金の支払を要します。
- 3 本条第 1 項および 2 項における契約者の支払いが遅延した場合、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から実際に支払った日までの日数に応じ、年 14.6%の割合で算出される額を遅延損害金として支払うものとします。
- 4 契約者は、初期導入費用の立替払を第三者に委託する場合は、当社に対して事前に委託する会社を書面にて通知し、当社の承諾を得るものとします。また、代金立替払業務を委託する会社を変更する場合も同様とします。
- 5 月額利用料金は、利用者による本サービスへの接続の有無によって変動せず、支払済の月額利用料金はいかなる場合も返却されないものとします。

第 25 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、事前の相手方の書面による承諾がない限り、個別契約における権利

義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

第 26 条（地位の譲渡）

- 1 契約者は、契約物件の売却等を行う場合、契約者の負担と責任において個別契約の当事者としての地位を当該売却先等の相手方に承継させるものとし、当社所定の書面により通知のうえ、当社の事前の承認を得るものとします。
- 2 当社は、契約者により地位の譲渡について承認の請求があった場合は、当該地位を承継する相手方が債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合や、その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認するものとします。ただし、当該承継時において契約者に本サービス料金に係る当社への支払遅滞（以下「当該債務」といいます）がある場合、当社と契約者または承継先の相手方との間において当該債務の免責または債務引受の合意がある場合を除き、個別契約の地位は承継されないものとします。
- 3 当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。
- 4 前項の売却先等が個別契約の地位承継に応じなかった場合は、契約者が第 28 条（中途解約）により中途解約したものとみなし、第 28 条（中途解約）第 1 項ただし書および第 2 項が適用されるものとします。

第 27 条（届出義務）

- 1 相続または法人の合併、もしくは分割等により契約者の変更があった場合、相続人または合併もしくは分割により設立された法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 名以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、当社へ届け出るものとし、変更する際も同様とします。なお、代表者の届出があるまでの間、当社は地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱うものとします。

第 28 条（中途解約）

- 1 契約者は、本サービスの導入工事完了後、契約者都合により本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する 3 ヶ月前までに当社に対して書面により告知を行うことにより解約することができるものとします。ただし、その場合、契約者は、当社が所有する電気通信設備の撤去工事に必要な諸費用および契約期間満了までの月額利用料金の合計額を違約金として一括にて支払うものとします。

- 2 契約者は、個別契約を解約した場合、理由の如何を問わず期限の利益を失い、当社に対する一切の支払債務を一括にて返済するものとします。
- 3 第 26 条（地位の譲渡）第 4 項、第 29 条（契約の解除）および第 32 条（反社会的勢力の排除）に基づく契約の解除があった場合にも本条が適用されるものとします。

第 29 条（契約の解除）

- 1 契約者および当社は、相手方が本約款等に定める事項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、契約を解除することができるものとします。
- 2 当社は、契約者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。
 - ① 3 ヶ月以上にわたって支払いを滞納したとき
 - ② 信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
 - ③ 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受け、競売を申し立てられ、または国税徴収法による滞納処分もしくは公権力による滞納余分の例による処分を受けたとき
 - ⑥ 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - ⑦ その他本約款等の定めを継続することが困難であると客観的に認められたとき
- 3 契約者は、本条第 1 項および第 2 項の定めにより、当社から契約の解除、もしくは解除の催告を受けた場合、契約物件に対して、本サービス導入済み物件であることを謳い、入居者の募集を行うことはできないものとします。また、契約者は利用者への本サービス停止の告知義務を負うものとします。

第 30 条（契約期間満了後または契約の解除後の措置）

当社は、契約終了後において、契約物件の共用部に設置した光回線終端装置（ONU）を撤去するものとし、その他契約者が所有する電気通信設備の撤去は行わないものとします。また、共用部以外に設置した LAN ケーブル等の配線、宅内アクセスポイント等の設備を契約物件内に残置し、当該残置設備の撤去は行わないものとします。契約者は当該残置設備の撤去をする場合、自己の責任と費用において、撤去することができるものとします。

第 31 条（損害賠償）

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下、「通信不能状態」といいます）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金 1 ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1 ヶ月を 30 日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。
- 2 当社は、天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、その他不可抗力等、当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が滞る状態が発生した場合、速やかに契約者に通知のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。また、当該状態の発生によって契約者が被った損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
- 3 第 9 条（本サービスの中止・中断）および第 29 条（契約の解除）の定めに基づいて、本サービスの提供が中止もしくは中断したことにより、利用者に損害が生じた場合、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
 - ① 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑦ 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
- 2 契約者および当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の表明保証に反した場合、相手方に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負

うことなく、直ちに契約の全部または一部について期限の利益を失わせ、契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとします。

- 3 前項により個別契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 4 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

第33条（守秘義務）

契約者は、本サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、個別契約の契約期間中はもとより、契約期間満了後ならびに契約の解除後についても第三者に対して開示し、または漏洩してはならないものとします。

第34条（個人情報）

- 1 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、利用者、その他第三者の個人情報については、次の各号に掲げる場合を除いて一切使用しないものとします。また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用いるものとします。
 - ① 本サービス内容を提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先または業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合
 - ② 本サービスその他当社が企画運営するサービスの品質向上を目的に、個人情報を集計および分析する場合
 - ③ 前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合
 - ④ 当社の商品・サービスの情報提供のためにダイレクトメール等によって案内を行う場合
 - ⑤ 本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合
 - ⑥ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - ⑦ その他、当社が契約者、利用者、その他第三者に対して予め公表または同意を得た目的に利用する場合
- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害

賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 5 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。

- 3 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断した場合においても、第 1 項の義務を負わず、通信の秘密に属する情報および個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとします。
- 4 その他、本条に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://unext-lp.co.jp/privacy/policy.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://unext-lp.co.jp/privacy/policy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

第 35 条（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第 36 条（準拠法および合意管轄）

本約款および個別契約は、日本国法に準拠するものとし、契約者と当社との間で約款または利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

■ 附 則 ■

2025 年 3 月 1 日 制定

ユーネクストサービス約款（UNLP）

本約款は株式会社 U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「UNLP」という。）が定め、本約款の用語の定義は第 1 条の定めに従う。本約款は UNLP が本不動産のオーナー向けに提供するインターネット回線サービスに附随して本サービスとしてのユーネクストサービスがエンドユーザに提供される場合における UNLP と当該エンドユーザの入居する本不動産のオーナーとの諸条件を定めるものである。

第1章 総則

第1条 （定義）

本約款において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- (1) 「本契約」とは、オーナーの本約款への同意に基づいて成立した UNLP 及びオーナー間の契約をいい、オーナーは本約款に定められた義務の履行責任を負う。
- (2) 「本サービス」とは、エンドユーザに対して株式会社 U-NEXT（以下「U-NEXT」という。）が提供するユーネクストサービスをいう。
- (3) 「ユーネクストサービス」とは、「月額会員向けビデオサービス」、「PPV サービス」及び「電子書籍サービス」で構成されるサービスの総称をいう。
- (4) 「月額会員向けビデオサービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクストビデオサービス利用規約に基づき U-NEXT がエンドユーザに提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、オーナー（第 8 号参照。）が支払う本債権にてエンドユーザが利用可能なサービスをいう。
- (5) 「PPV サービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクストビデオサービス利用規約に基づき U-NEXT がエンドユーザに提供するビデオ・オン・デマンドサービス及びライブコンテンツで、利用毎にエンドユーザが U-NEXT に直接料金を支払うサービスをいう。
- (6) 「電子書籍サービス」とは、U-NEXT 所定のユーネクスト利用規約及びユーネクスト電子書籍配信サービス利用規約に基づきエンドユーザに提供する電子書籍サービスであって利用毎にエンドユーザが U-NEXT に直接料金を支払うものをいう。
- (7) 「本不動産」とは、オーナーが所有または管理する居住用不動産をいう。
- (8) 「オーナー」とは、本約款に同意して本契約の当事者となった本不動産の所有者又は権利者であり、本条第 11 号で計算される金額であって次号に定める利用契約における月額会員向けビデオサービスの月額料金に相当する金額（以下「月額会員向けビデオサービス料金」という。）の支払義務を U-NEXT に対して負担するものをいう。
- (9) 「エンドユーザ」とは、本不動産の入居者であって U-NEXT との間で締結する本サービスの利用契約（以下「利用契約」という。）に基づき本サービスを利用する者をいい、念のために補足すると月額会員向けビデオサービス料金は第 2 条第 1 項第 1 号に基づきオーナーが負担するためエンドユーザはその支払義務を負わない。

(10)「本件個人情報」とは、第2条に定める本件業務に関しオーナーが UNLP に対して提供する情報及びオーナーが本件業務の遂行により取得する潜在的なエンドユーザ（以下、「潜在顧客」という。）の情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（当該情報だけでは識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び適用ある法令（個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）によって個人情報としての規制又は保護を受ける情報（公開情報を含む。）をいう。

(11)「本債権」とは、本契約の有効期間中に発生する、U-NEXT がオーナーに対して有することになる以下に掲げる金銭債権をいう。

本物件に入居したエンドユーザが本サービスを利用することができる地位を予め U-NEXT に対して確保することの対価（以下「オーナー料金」という。）について U-NEXT がオーナーに対して取得する債権であって、その金額は月額会員向けビデオサービス料金にオーナーが所有する本不動産の総戸数（4 を下回る場合であっても 4 として計算し、4 以上の場合は実際の戸数で計算する。以下「本物件総戸数」といい、毎月計算する。）を乗じて計算され、エンドユーザが本物件に入居していない期間があっても総戸数の計算に変更はない。

第2章 委託業務

第2条 （委託業務）

1. UNLP はオーナーに対し、本契約に定める条件に従い、以下に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託し、オーナーはこれを受託する。
 - (1) 別途 UNLP が定める事項につきエンドユーザの同意を得ること
 - (2) U-NEXT がエンドユーザ毎に発行するエンドユーザによる本サービスの利用に必要な情報を各エンドユーザに通知する業務及び当該情報の管理業務。
 - (3) エンドユーザからの問い合わせ及びクレームへの一次対応業務。但し、UNLP の責に帰すべき事由によるクレーム及び両当事者協議のうえ UNLP が対応することを定めた問い合わせ及びクレームに対応する業務を除く。
 - (4) 前各号の他、エンドユーザの獲得若しくは管理に必要又は望ましい業務として UNLP 及びオーナーが合意する業務。
2. 本件業務の詳細は、本約款における別紙その他の方法にて両当事者別途協議のうえ定める。

第3条 （業務遂行）

1. オーナーは、UNLP の合理的な指導その他必要に応じ UNLP が提供する情報に従い、善良なる管理者の注意をもって誠実に本件業務を遂行する。
2. オーナーは、本件業務の遂行に関して適用される法令及びガイドライン並びに監督官庁の指示及び指導等を遵守する。

3. オーナーは、本件業務の遂行に関して、いかなる場合にも虚偽、誇大又は誤解を生じさせるような内容の勧誘、宣伝又は広告を行ってはならない。
4. オーナーは、本件業務の遂行に際し、UNLP の名において又は UNLP の代理人として、如何なる法律行為を為す権限も有しない。
5. オーナーは、本契約の有効期間中及びその終了後 12 ヶ月の間において、UNLP からの要請があった場合には、本件業務の遂行状況に関し、UNLP が合理的に要求する事項の報告を行なう。
6. オーナーは、UNLP の事前の書面または電磁的記録による同意を得た場合を除き、本件業務を第三者に委託することはできない。

第3章 本債権

第4条 (支払)

オーナーは、毎月 1 日から末日までに生じた本債権の額面額の総額につき、翌月末日までに、UNLP が指定する金融機関口座に対し、消費税その他適用のある付加税を付して、口座振替、クレジットカード決済又はオーナーの手数料負担で振り込み支払う。

第4章 雑則

第5条 (個人情報の取扱い)

1. オーナーは、本件個人情報を第三者に提供してはならない。但し、オーナーは、個人情報保護法がその例外として定める場合に該当する場合は、本件個人情報を提供することができる。この場合、オーナーは UNLP に対して速やかにその旨を通知する。
2. オーナーは、個人情報保護法及びその関連法令・諸規則に従って、本件個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本件個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。また、オーナーは、本件個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならないものとし、本件個人情報に関する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、本件個人情報の加工、利用、複写及び複製等を行ってはならない。
3. オーナーは、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、本件個人情報が記載又は記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（本件個人情報がコピーされた有体物を含む。）を直ちに UNLP の指示に従い返還、消去又は廃棄するものとし、当該消去等を行った本件個人情報を、方法の如何を問わず、復元又は再生してはならない。
4. オーナーは、本件個人情報について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故を発見した場合には、直ちに UNLP に連絡をし、必要に応じて UNLP と協力して事実調査、影響の特定、当局等への報告等の必要な措置を行なう。
5. オーナーは、その役員、従業員、その他本件業務の遂行のために使用する者をして、本条に定める義務を遵守させるものとし、そのために必要かつ適切な監督を行なう。

第6条 (秘密保持)

オーナーは、本契約上の義務の履行に必要な場合を除き、本契約の内容、本契約の交渉及び締結の経緯並びに本契約において企図されている取引の実行の過程において UNLP から受領した情報（文書、電子メール、口頭、電磁的媒体その他情報伝達の形式を問わない。）であって、秘密である旨が当該受領の時点において明示されているもの（以下、併せて「機密情報」と総称する。）を厳に秘密として保持するものとし、UNLP の事前の同意なく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。また、オーナーは、本契約において企図されている取引の実行の目的以外の目的で機密情報を使用してはならない。但し、機密情報には次の情報は含まれない。

- (1) 受領の際に既に公知であった情報及び受領後オーナーの責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
- (2) 受領の際にオーナーが既に適法に有していた情報
- (3) オーナーが、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (4) 開示された情報を使用することなく、オーナーが独自に開発した情報

第7条 （損害賠償）

UNLP 及びオーナーは、本契約に違反して、他の当事者に対して損害を及ぼした場合、自らの責めに帰すべき事由により直接かつ現実が発生した通常の損害に限り、相手方に対して賠償する。但し、天災地変その他の不可抗力により生じた損害については、その責任を負わない。

第8条 （契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

オーナーは、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務について、第三者に対する譲渡、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第9条 （契約の解除）

1. UNLP は、オーナーが次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本約款に同意した際に締結した一切の契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく債務を履行しないとき
 - (2) 本契約のいずれかの条項に違反し（第10条に該当する場合を除く）、30日の期限を付した書面による催告を受けたにもかかわらず、期限までに契約違反が治癒できないとき
 - (3) 仮差押え、仮処分、差押え、競売、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらを申立てたとき
 - (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとな

ったとき

- (6) 解散、事業の廃止、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は合併の決議をしたとき、又は買収されたとき。ただし、UNLP の関係会社間における組織再編、合併又は承継を除く。
- (7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. オーナーは、前項各号の一に該当したときは、UNLP に対する本契約に基づく一切の未履行債務につき期限の利益を喪失し、直ちに履行しなければならない。
3. 本条に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
4. 本契約が満了又は解除により終了した場合、オーナーは、UNLP から提供を受けた無償支給品、資料等を遅滞なく相手方に返還しなければならない。

第10条（反社会的勢力との関係排除）

1. UNLP 及びオーナーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること
 - (2) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、又は、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事させていると認められること
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (4) 自らの役員(取締役、執行役、監査役、執行役員、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 本契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資するものであること
2. UNLP 及びオーナーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的言辞又は暴力的行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、UNLP 若しくはオーナーの信用を毀損し、又は UNLP 若しくはオーナーの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. UNLP 及びオーナーは、相手方が第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情があると判断された場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力する。また UNLP 及びオーナーは、自らが第1項のいずれか一にでも

違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知する。

4. 前条の定めにかかわらず、UNLP 及びオーナーは、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する一切の期限の利益を喪失させ、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約の全部又は一部を将来に向けて解除できる。
5. UNLP 及びオーナーは、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。
6. 第 4 項に基づく解除により、解除をした当事者が損害を被った場合、解除された当事者は、その損害を賠償する責任を負う。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、オーナーが本約款へ同意した際に同時に締結されたインターネット回線サービス契約の有効期間に従う。
2. 本契約第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、本条第 2 項、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有する。また、第 1 1 条の規定は、本契約の終了後も 1 年間引き続き効力を有する。

第12条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

UNLP 及びオーナーは、本契約に関する一切の紛争について、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第14条（誠実協議）

UNLP 及びオーナーは、本契約に定めのない事項及び本約款の条項に関して疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議のうえこれを決する。

(別紙) 本件業務に係る仕様書 (本契約第 2 条第 2 項関連)

1. 実施すべき事項等

(1) 本件業務の遂行、業務指導及び調査について

- 1 オーナーは、本契約に基づき、UNLP (本別紙においては U-NEXT を含む。以下同じ。) の合理的な指示に従い、UNLP の委託する本件業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 オーナーは、本件業務に関わる従事者がいる場合はこれに対して、適正な本件業務の推進に向けた研修等を実施しなければならない。
- 3 UNLP は、オーナーの行う本件業務が本契約の定めに反した方法によって履行されたとの疑義があると判断した場合、オーナーの本件業務について必要な調査を行うことができるものとし、オーナーは当該調査に協力する。

(2) UNLP が提供する素材等の使用について

- 1 オーナーは、本件業務遂行のため、UNLP が提供する素材 (広告宣伝用の映像データ、画像データ、文書を含むがこれらに限られない。以下「素材等」という。) を使用できる。但し、オーナーが素材等を使用する場合には、予め UNLP と協議のうえ、明示的に定めた使用目的及び使用範囲内でのみ素材等を使用する。
- 2 オーナーは、UNLP が提供する素材等について、使用の目的及び使用範囲に制限があること及び素材等に関する著作権者、著作隣接権者その他素材の使用について正当な権限を有するもの (以下、「権利者」という。) により、素材等の使用範囲および使用目的が変更されることがあることを予め承諾する。
- 3 素材等の使用範囲および使用目的が変更となったときは、オーナーは UNLP の指示に従って素材等の使用を停止又は使用方法の修正を行なう。変更に伴い発生する費用はオーナーが負担するものとし、本契約が終了した場合も同様とする。
- 4 オーナーが素材等を本契約及び本別紙の定めに反して使用し、UNLP に損害が生じた場合、オーナーは UNLP に対して損害を賠償する。
- 5 オーナーが本契約又は本別紙の定めに反して素材等を使用したことにより生じたオーナーの損害について UNLP はオーナーに対しその賠償の責を負わない。

(3) 商標等の使用について

- 1 オーナーは、本件業務の遂行のため UNLP の商標、ロゴマーク等 (以下「商標等」という。) の使用を希望する場合、事前に UNLP より承諾を得る。
- 2 オーナーが商標等を適正な方法で使用していない場合、UNLP はその使用中止又は使用方法の変更を求めることができ、オーナーはこれに従う。
- 3 オーナーは、本契約が終了した場合、自己の責任と負担において、商標等の使用を直ちに中止する。
- 4 ②の変更及び③の使用中止に伴い発生する費用はオーナーが負担する。

(4) 業務報告について

- 1 オーナーは本件業務の遂行に係る記録を保有するものとし、UNLP から報告を求められた時は、直ちに報告しなければならない。

- 2 ①に定めるオーナーの記録について、オーナーの本件業務の遂行後少なくとも1年間は保存しなければならない。
- 3 オーナーは、本件業務の遂行において顧客等から苦情等を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。なお、UNLP からその内容等について報告を求められた場合には、報告しなければならない。

(5) キャンペーンの企画・実行について

- 1 オーナーは、本件業務の遂行のためキャンペーンを企画・実行する場合、予めUNLP と協議し合意した内容でキャンペーンを行なう。
- 2 オーナーが単独でキャンペーンの企画・実行を行なう場合は、両当事者が事前協議のうえその費用の負担について決定する。

(6) 広告宣伝について

- 1 オーナーは、UNLP が提供する広告物以外で広告表示を実施する場合、景品表示法並びに特定商取引法その他の関係法令及びガイドラインその他の指針を遵守しなければならない。なお、本契約において、広告表示とは、媒体を問わず、オーナー誘引するための手段として商品又は役務等の内容又は取引条件等に関する全ての表示をいう。
- 2 オーナーは、UNLP が提供する広告物以外で広告表示を実施する場合、予めその内容をUNLP に通知し、UNLP の承認を得る。

2. 禁止事項

(1) 勧奨業務について

- 1 オーナーは、潜在顧客に対し、事実と異なる虚偽の内容での勧奨をしてはならない。
- 2 オーナーは、本サービスの月額使用料等の減免をするかのように謳い潜在顧客を誘引してはならない。
- 3 オーナーは、潜在顧客に対し自らが第三者であるかのような欺瞞的行為をしてはならない。
- 4 オーナーは、第三者が提供する商品又はサービスが、あたかも UNLP が提供する商品又はサービスであるかのように潜在顧客に誤認させる勧奨をしてはならない。
- 5 オーナーは、潜在顧客に対し利用期間の限定を前提とした商品の勧奨をしてはならない。
- 6 オーナーは、UNLP の信用・名誉、並びに UNLP との信頼関係を毀損させてはならない。
- 7 オーナーは、潜在顧客に不信、不快、威圧感を与えるような対応態度・マナーによる営業活動をしてはならない。
- 8 オーナーは、顧客に対し、事実と異なる情報提供や公正でない比較等をしてはならない。また、他社を誹謗中傷するような営業活動をしてはならない。

- (2) 本契約の定め反する本件業務、本契約の定め反すると疑わしき本件業務、本サービスの不当な使用方法を助長する行為等、UNLP との信頼関係を損なう行為を行ってはならない。

- (3) オーナーは、本件業務遂行のため素材等を使用する場合に、予め UNLP と協議のうえ、明示的に定めた使用目的及び使用範囲を超えて素材等を使用してはならない。
- (4) オーナーは、UNLP の商標等を使用する場合、不当に顧客を混同させ UNLP の営業上の信用を失墜するような使用をしてはならない。
- (5) 広告宣伝について
 - 1 オーナーは、商品に係わる広告宣伝を行う場合、その内容を虚偽又は誇大なものにしてはならない。又、曖昧な表現で顧客の誤解を招いてはならない。なお、UNLP は必要により、その内容の提示及び改善を要請することができる。
 - 2 オーナーは、本件業務の遂行のため、TV、新聞、ラジオ、雑誌、Web サイト等の媒体に広告掲載を希望する場合、予め UNLP に掲載内容を通知し、UNLP の承認を得る。尚、オーナーは、UNLP の承認を得た場合といえども、素材等の使用範囲および使用目的が変更となった等の事情により広告宣伝について停止又は修正の必要があると UNLP が判断したときは、UNLP の指示に従って速やかに広告宣伝の停止又は修正を行なう。変更に伴い発生する費用はオーナーが負担するものとし、本契約が終了した場合も同様とする。
 - 3 オーナーは、本件業務の遂行のため、インターネット上で広告宣伝を行う場合（キーワードの購入を希望する場合を含む）、予め UNLP の承認を得ることなく単独でキーワードの購入を行なってはならない。
- (6) オーナーは、本件業務に Winny 等のファイル交換ソフトがインストールされている端末等を用いてはならない。

3. 禁止事項に違反した場合の措置

オーナーは、本契約及び本仕様書に定める禁止事項に違反したことが明らかとなった場合、若しくは客観的事実に基づき合理的に違反と疑わしき事実がある場合は、その違反及び違反と疑わしき事実の程度によって UNLP が定める以下の措置を求められた場合に誠意を持って対応しなければならない。なお本項の規定は、本契約により UNLP が本契約を解除することを妨げない。

- (1) 事実関係を文書にて明らかにすることを求める措置
- (2) UNLP が改善が可能と判断する場合において、オーナーの具体的改善内容を文書にて求める措置
- (3) 事実が明らかになり、再発となる懸念が解消されるまでの期間は本件業務を停止する措置
- (4) オーナーが不当に利得した業務委託料等があった場合に、その業務委託料等の返還を求める措置
- (5) UNLP がオーナーに対して前号に定める返還請求権を行使する蓋然性が高い場合においては、返還請求金額、及び損害賠償金額を確定するまでの期間、オーナーに対する業務委託料等の支払を一旦停止する措置
- (6) その他本契約の定めによって求める措置

以上